

常陸大宮市の主な支援制度

制度の名称	災害見舞金 【郵送可】	
制度の内容	り災証明書で半壊以上と判定された世帯に対して、申請により災害見舞金を支給します。	
	区 分	全 壊 大規模半壊・半壊
必要書類等	預金通帳の写し、常陸大宮市災害見舞金申請書	
問 合 せ 先	本庁 保健福祉部社会福祉課 ☎ 52-1111 内線 134	

制度の名称	被災者生活再建支援制度 【郵送可(基礎支援金)】													
制度の内容	災害で被災し、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して、支援金を支給します。ただし、半壊世帯は基礎支援金のみです。													
	(1)住宅の被害程度に応じて支給する支援金(基礎支援金)													
	区 分	複数(2人以上)世帯 単数世帯												
	全壊、解体、長期避難	1,000,000 円 750,000 円												
必要書類等	<p>◆申請期間：災害があった日から 13 か月の間</p> <p>※解体とは、り災証明で半壊又は大規模半壊と判定された住宅で、そのままでは非常に危険などの理由で住宅を解体した場合はいいます。</p> <p>※半壊と判定された世帯で支援金を申請し、その後住宅を解体した場合は解体での支給にはなりませんので、解体予定がある場合はご相談ください。また、長期避難についても、担当課にご相談ください。</p>													
問 合 せ 先	<p>(2)住宅の再建方法に応じて支給する支援金(加算支援金)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">区 分</td> <td style="text-align: center;">複数(2人以上)世帯</td> <td style="text-align: center;">単数世帯</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">建設・購入</td> <td style="text-align: center;">2,000,000 円</td> <td style="text-align: center;">1,500,000 円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">補修</td> <td style="text-align: center;">1,000,000 円</td> <td style="text-align: center;">750,000 円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">賃借(公営住宅を除く)</td> <td style="text-align: center;">500,000 円</td> <td style="text-align: center;">375,000 円</td> </tr> </table> <p>◆申請期間：災害があった日から 37 か月の間</p> <p>※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入(又は補修)する場合は、合計で200(又は100)万円になります。</p> <p>被災時に現に居住していた住宅が対象になりますので、空き家、別荘、他人に貸している物件などは対象になりません。</p>		区 分	複数(2人以上)世帯	単数世帯	建設・購入	2,000,000 円	1,500,000 円	補修	1,000,000 円	750,000 円	賃借(公営住宅を除く)	500,000 円	375,000 円
区 分	複数(2人以上)世帯	単数世帯												
建設・購入	2,000,000 円	1,500,000 円												
補修	1,000,000 円	750,000 円												
賃借(公営住宅を除く)	500,000 円	375,000 円												